

議員提出議案第 2 号

中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日提出

提出者

中間市議会議員 米満 一彦

賛成者

中間市議会議員 下川 俊秀

同 井上 太一

同 中野 勝寛

同 原田 隆博



## 中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年中間市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「471,000円」を「423,000円」に改め、同条第2号中「424,000円」を「381,000円」に改め、同条第3号中「405,000円」を「364,000円」に改め、同条第4号中「400,000円」を「360,000円」に改め、同条第5号中「395,000円」を「355,000円」に改める。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。



中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議会の議長、副議長、常任委員会の委員長及び副委員長並びに議員の報酬は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>423,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>381,000円</u></p> <p>(3) 常任委員会の委員長 月額 <u>364,000円</u></p> <p>(4) 常任委員会の副委員長 月額 <u>360,000円</u></p> <p>(5) 議員 月額 <u>355,000円</u></p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議会の議長、副議長、常任委員会の委員長及び副委員長並びに議員の報酬は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>471,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>424,000円</u></p> <p>(3) 常任委員会の委員長 月額 <u>405,000円</u></p> <p>(4) 常任委員会の副委員長 月額 <u>400,000円</u></p> <p>(5) 議員 月額 <u>395,000円</u></p>